

坂産商発第195号
令和7年10月2日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

坂東市長 木村 敏文



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づき令和7年8月19日付け茨城県告示第622号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ヨークタウン坂東
所在地 坂東市辺田字原新 1104-1 外

2 届出者

- (1) 名 称 株式会社ヨークベニマル
氏 名 代表取締役 大高 耕一路
住 所 福島県郡山市谷島町5番42号
- (2) 名 称 大和リース株式会社
氏 名 代表取締役 北 哲弥
住 所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
- (3) 名 称 株式会社カワチ薬品
氏 名 代表取締役 河内 伸二
住 所 栃木県小山市大字卒島 1293 番地



3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事 項	配慮すべき具体的内容
無	

(2) 理由

大規模小売店舗の営業計画変更に伴う施設配置変更・収容台数の変更であり、周辺地域の生活環境に影響は見受けられない為、意見はありません。